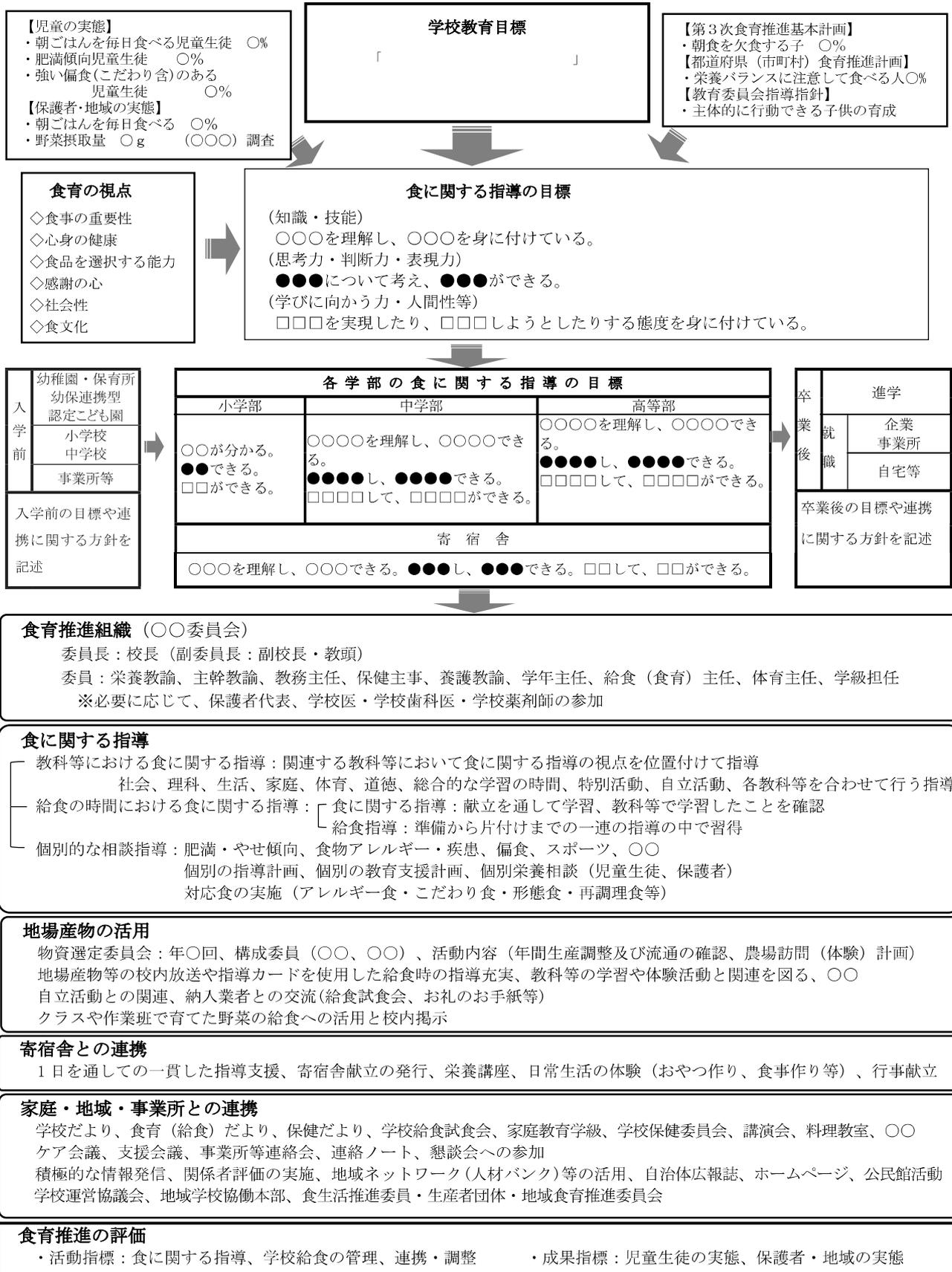


(4) 食に関する指導の全体計画①(知的障害のある児童生徒の教育を行う場合)例



2 食に関する指導の全体計画① 作成視点(知的障害のある児童生徒の教育を行う場合)

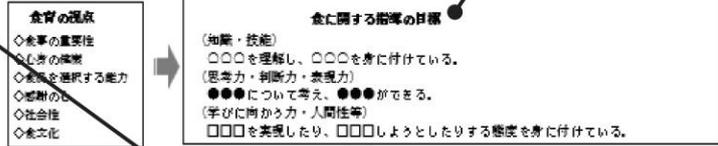
基本的に、小学校、中学校の全体計画①の作成視点に準じる。

- ・健康状態の維持・改善に関することや、食事をするために必要な動作に関することなど、「自立活動の視点」をとり入れて設定
- ・保護者の要望や意向なども十分に考慮
- ・資質・能力の三つの柱、六つの食育の視点が入るように設定

学校教育目標を実現させるため、各学部の目標を設定

- ・発達の段階を考慮
- ・実態を考慮
個人差が大きい上、障害の状態は変化し得ることを考慮
- ・具体的に設定
実現状況を見極め、評価の際に活用
- ・学部ごとで設定
- ・寄宿舎がある場合は、連携を図るため記述

2 食に関する指導の全体計画①(特別支援学校 知的障害のある児童生徒の教育を行う場合)例



入学前	各学部の食に関する指導の目標			卒業後
	小学校	中学校	高等学校	
幼稚園・保育所 幼保連携型 認定こども園 小学校 中学校 事業所等	○○が分かる。 ●●ができる。 □□ができる。	○○○○を理解し、○○○○できる。 ●●●●し、●●●●できる。 □□□□して、□□□□ができる。	○○○○を理解し、○○○○できる。 ●●●●し、●●●●できる。 □□□□して、□□□□ができる。	卒業後の目標や連携に関する方針を記述
入学前の目標や連携に関する方針を記述	卒業後の目標や連携に関する方針を記述			

- ・推進組織について具体的に記述
- ・詳細な計画については、全体計画②へ記述

食育推進組織 (〇〇委員会)
委員長: 校長 (副委員長: 副校長・教頭)
委員: 栄養教諭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、給食(食育)主任、体育主任、学級担任
※必要に応じて、保護者代表、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の参加

- ・学校のある地域の地場産物だけでなく、児童生徒の自宅のある地域の産物についても配慮
- ・学級園や作業班等で栽培した野菜の活用についても考慮
- ・詳細は、全体計画②へ記述

食に関する指導
教科等における食に関する指導: 関連する教科等において食に関する指導の視点を位置付けて指導
社会、理科、生活、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、自立活動、各教科等を合わせて行う指導
給食の時間における食に関する指導: 食に関する指導: 献立を通して学習、教科等で学習したことを確認
給食指導: 準備から片付けまでの一連の指導の中で習得
個別的特な相談指導: 肥満・やせ傾向、食物アレルギー・疾患、偏食、スボーツ、○○
個別の指導計画、個別の教育支援計画、個別栄養相談(児童生徒、保護者)
対応食の実施(アレルギー食・こだわり食・形態食・再調理食等)

- ・寄宿舎との連携は大きな力となるので、寄宿舎がある場合には記述
- ・学校における指導と寄宿舎における指導に一貫性をもたせる
- ・詳細な連携した内容は、全体計画②へ記述

地場産物の活用
物資鑑定委員会: 年〇回、構成委員(〇〇、〇〇)、活動内容(年間生徒調査及び流通の確認、農産物園(体験)計画)
地場産物の校内放送や指導カードを使用した給食時の指導充実、教科等の学習や体験活動と関連を図る、○○
自立活動との関連、納入業者との交流(給食試食会、お礼のお手紙等)
クラスや作業班で育てた野菜の給食への活用と校内掲示

寄宿舎との連携
1日を通しての一貫した指導支援、寄宿舎単位の発行、栄養講座、日常生活の体験(おやつ作り、食事作り等)、行事献立

家庭・地域・事業所との連携
学校たより、食育(給食)たより、保護たより、学校給食試食会、家庭教育学級、学校保健委員会、講演会、料理教室、○○
ケア会館、支援会館、事業所等連絡会、連絡ノート、懇談会への参加
法的な法律関係、関係者評定の実施、地域ネットワーク(人材バンク)等の活用、自治体広報誌、ホームページ、公民館活動
学校運営協議会、地域学校協議会本部、食生活推進委員、生産者団体、地域食育推進委員会

食育推進の評価
・活動指標: 食に関する指導、学校給食の管理、連携・調整
・成果指標: 児童生徒の実態、保護者・地域の実態

- ・目標を達成した様子が子供の姿でイメージできるよう、できる限り具体的な指標の設定をして評価

- ・障害の状態や特性及び心身の発達の段階を十分に考慮
- ・詳細については、全体計画②に記述するが、全てを記述するのではなく、その年の指導内容について記述

- ・学校や家庭、地域が連携し、共通理解を図ることができるような取組について記述
- ・放課後や長期休業・卒業後の生活の場となる事業所との連携についても記述
- ・詳細な活動計画等は、全体計画②へ記述

食に関する指導の全体計画②(知的障害のある児童生徒の教育を行う場合)例

	4月	5月	6月	7月	8月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
学校行事等	入学式 修学旅行	運動会 学校公開	校外学習	宿泊学習	学校祭	避難訓練	転入学保護者説明会				卒業式	
推進体制	計画策定	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	
発達段階	1段階(日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である者)の指導内容											
小学部	2段階(日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者)の指導内容											
生活	3段階(適宜援助を必要とする者)の指導内容											
体育	G 保健 ・うがいをしたり、手洗いをしたりする。 ・給食の準備や食器の洗浄などを行う。											
発達段階	1段階(他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい者)の指導内容											
社会	2段階(生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てる)の指導内容											
理科	3段階(生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てる)の指導内容											
中学部	4段階(生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てる)の指導内容											
職業・家庭(家庭分野)	5段階(生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てる)の指導内容											
保健体育	6段階(生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てる)の指導内容											
道徳科	7段階(生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てる)の指導内容											
総合的な学習の時間	8段階(生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てる)の指導内容											
自立活動	9段階(生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てる)の指導内容											

教科・道徳・総合的な学習の時間

